

独立行政法人北方領土問題対策協会の平成21年度の業務実績に関する項目別評価表

【資料2】

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考																											
			A	B	C	D			指標	項目																												
<b>1 業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>																																						
<p>一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)について、中期目標の最終年度(平成24年度)における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度(平成19年度)に対して、7%削減する。</p>	<p>(1) 中期計画を踏まえ、一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。</p>	<p>一般管理費の削減の進捗状況</p>	達成	—	—	未達成	<p>(単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>計画額</td> <td>予算額</td> <td>決算額</td> </tr> <tr> <td>[H19]</td> <td></td> <td>(46,730)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[H20]</td> <td>44,233</td> <td>44,233</td> <td>44,195</td> </tr> <tr> <td>[H21]</td> <td>44,037</td> <td>44,036</td> <td>42,615</td> </tr> <tr> <td>[H22]</td> <td>43,843</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>[H23]</td> <td>43,650</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>[H24]</td> <td>43,458</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>21年度予算額は、中期目標に基づき、前年度に対して197千円の効率化を図り、中期目標における一般管理費(人件費及び一時経費を除く)の削減目標の達成に向けて順調・計画どおりに削減を図っている。なお、決算額についても、予算額内において推移している。</p> <p>[業務実績報告書8～18頁、財務諸表参照]</p>		計画額	予算額	決算額	[H19]		(46,730)		[H20]	44,233	44,233	44,195	[H21]	44,037	44,036	42,615	[H22]	43,843	-	-	[H23]	43,650	-	-	[H24]	43,458	-	-	A		
			計画額	予算額	決算額																																	
[H19]		(46,730)																																				
[H20]	44,233	44,233	44,195																																			
[H21]	44,037	44,036	42,615																																			
[H22]	43,843	-	-																																			
[H23]	43,650	-	-																																			
[H24]	43,458	-	-																																			
		削減手段と削減内容	<p>事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行したか。</p>				<p>・事務局会議の他、毎月、役員を含めた会議を開催し、緊密な意思の疎通、情報共有等を図り、計画的、効率的な事務の遂行に努めた。</p> <p>・各種マニュアルの有効活用、LANシステムによるグループウェアの効率的な活用による文書の共有化により、文書作成作業の軽減、作業時間の短縮化、用紙の節約、迅速な情報提供に効果を挙げた。</p> <p>[業務実績報告書20～21頁参照]</p>	A																														
<p>業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。</p>	<p>(2) 業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。</p>	業務経費の節約状況	達成	—	—	未達成	<p>【一般業務勘定】 一般業務勘定における21年度北方対策事業費は、20年度予算額474,392千円(一時経費除く)から1%(4,744千円)の効率化を図った上で、新規予算(8,575千円)を含め478,223千円であり、決算額についても、予算額内において推移している。</p> <p>【貸付業務勘定】 貸付業務勘定における21年度貸付業務関係経費は、20年度予算額38,046千円(借入金利を除く)から一般業務勘定と同様に効率化を図った上で、新規予算(4,379千円)を含め42,600千円(借入金利を除く)であり、決算額についても予算額内において推移している。</p> <p>[財務諸表参照]</p>	A																														

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		節約手段と節約内容					<p>・事務局経費として、役職員が出張する際、適用除外期間や緊急、日程変更の生じるおそれのある場合などを除き、原則としてパッケージツアーや割引航空券等を使用することで、旅費の節減に努めた。</p> <p>・県民会議等に対して、事業実施場所の公的施設利用の促進、各種事業の効果的な統合を呼びかけ、節約の協力を要請するとともに、基本的な啓発資料・資材については、協会で一括作成し、提供するなど経費節減と効率化を図った。</p> <p>[業務実績報告書21～24頁参照]</p>	A			
<p>「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)における主務大臣の見直し案(平成18年12月5日、以下「協会業務の見直し」という。)及び独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <p>・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末に常勤職員を1名削減するとともに、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>・平成20年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を図る。</p>	<p>中期計画を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <p>・給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には、その適正化に取り組み、その検証結果及び取組状況を公表する。</p>	給与水準の適正性についての定期的な検証結果及び取組状況の公表					<p>役職員の給与に関しては国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人事院勧告に準じて、給与規定の改正を適宜行なっているところである。給与水準の適正性について、国家公務員の給与水準との比較検証を行い、国家公務員を100%とした場合、当法人は95.4%という国家公務員の給与水準を下回るラスパイレス指数で推移しており、この状況を協会ホームページで公表した。</p> <p>なお、給与以外の人件費について、諸手当については、国と同様の基準に基づいた規定により支給することとしており、福利厚生費についても、規定に基づいた役員宿舍の事業者負担分や予防健診などの業務上必要と認められる範囲においてのみ支出している。</p> <p>[業務実績報告書23頁参照]</p>	A			

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)による。「随意契約見直し計画」(平成19年12月)を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとする。</p>	<p>契約における一般競争入札等の採用</p>	<p>契約は原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)で行われたか。</p>				<p>「独立行政法人における随意契約の見直しについて」(平成19年8月10日行政改革推進本部事務局、総務省行政管理局事務連絡)及び平成19年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)について」(平成21年1月7日政令第1号)、「平成20年度における内閣府所管独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等についての意見について」(平成21年12月9日政委35号)等を踏まえ、内部規程を改正する等、契約事務の適正化に努めた。さらに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者等で構成される契約監視委員会を設置し、検証を実施した。その結果、財務省通知により随意契約が認められている「財務諸表の官報公告」を除き、すべて競争性のある契約を実施している。</p> <p>[契約の状況]            ・契約件数 14件(1件)            ・契約金額 135,343千円(1,879千円)            ( )内は、競争性のない随意契約(不随契を除く)の内数</p> <p>[業務実績報告書23頁参照]</p>	A			
		<p>随意契約要件の明確な設定</p>	<p>随意契約によることができる場合の要件を明確に定めているか。</p>				<p>会計規程及び契約事務取扱細則において、随意契約によることができる場合の要件を、国と同様の基準で定めている。</p> <p>[業務実績報告書23頁参照]</p>	A			
		<p>一般競争入札における公告期間等の適切な設定</p>	<p>一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めているか。また、公告期間の下限を国と同様の基準としているか。</p>				<p>契約事務取扱細則において、公告期間・公告方法等について定めており、公告期間については、国と同様の基準としている。</p> <p>[業務実績報告書23頁参照]</p>	A			
		<p>指名競争入札限度額の適切な設定</p>	<p>指名競争入札限度額を国と同様の基準としているか。</p>				<p>契約事務取扱細則において、国と同様の基準を定めている。</p> <p>[業務実績報告書23頁参照]</p>	A			

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		一者応札の原因分析及び縮減に向けた取組					<p>「1者応札、1者応募に係る改善方策」を新たに定め、公告期間の長期確保や仕様書の改善などを図るとともに、入札説明会への参加者等で入札に参加しなかった者に対し事情の聴取に努め、1者応札となった原因の分析を行うなど、できる限り1者応札とならないよう取組に努めており、平成20年度に比べて、1者応札の割合が減少した。</p> <p>[1者応札・応募の状況] 1者応札件数/金額(1者応札・応募割合) 平成20年度 6件/56,770,023円(67%/60%) 平成21年度 4件/22,453,539円(33%/24%)</p> <p>※一般競争入札における一者応札件数/金額(割合) 平成20年度 3件/8,612,100円(50%/19%) 平成21年度 4件/22,453,539円(36%/25%)</p>	A			
		予定価格の作成・省略に関する規定の整備					<p>従来より契約事務取扱細則において、予定価格の作成・省略に関して明確に定めてはいたが、一部国と異なる基準となっていたため、当該基準を国と同額の基準となるよう規定の改正を実施した(21年4月)。</p> <p>[業務実績報告書24頁参照]</p>	A			
		契約方式等に関する規定の整備					<p>契約事務取扱細則において、総合評価落札方式、及び複数年契約(長期継続契約)に関する規定を明確に定めた(21年10月)。</p> <p>[業務実績報告書24頁参照]</p>	A			
		公募等に関する要領・マニュアル等の整備					<p>平成21年度中の契約については、企画競争及び公募は行わず、総合評価落札方式を積極的に採用しており、同方式に関して、契約事務取扱要領を整備した(21年4月)。</p> <p>[業務実績報告書24頁参照]</p>	A			
		審査体制の整備状況					<p>従前より設置されていた随意契約審査委員会や、総合評価審査会に加え、外部有識者等で構成される契約監視委員会を設置する等、審査体制の整備拡充を行った。</p> <p>[業務実績報告書24頁参照]</p>	A			

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		執行・審査の適切な事務の執行とそのチェック状況	執行及び審査については、それぞれの役割に応じた事務を適切に実施しているか。また、当該事務の実施状況について継続的に検証を行っているか。				受託事業者を監督・審査する各事業担当と、支出を行う会計担当が、事務処理の各段階において相互にチェックを行うことで、契約事務の適切な実施を行っている。また、これらの処理方法・内容について、監事及び会計監査人から定期的に監査を受けるなど継続的な検証を行っている。  [業務実績報告書24頁参照]	A			
		審査体制の実効性確保	審査体制の実効性を確保するために、審査担当から理事長に対し報告等を適宜行っているか。				監事及び会計監査人による定期的な監査などの結果について、理事長に対して報告を行うなど、審査体制の実効性の確保を図るよう努めている。  [業務実績報告書24頁参照]	A			
		監事及び会計監査人に依る監査の態様	監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けたか				監事監査において、入札や契約行為が国の基準に基づいて規定されている内規に従い適正に実施されているかどうかについて、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聴取を会計担当の事務補助を伴って実施し、その合規性が認められた。また、財務諸表監査の枠内において会計監査人からチェックを受けた。	A			
内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行い、その向上を図る。	・内部統制・ガバナンス強化については、監事の指導を得つつ、職員がコンプライアンスの重要性を認識し業務を遂行するようコンプライアンスの推進に関する規定を新たに整備し、その徹底を図る。また、財務諸表監査の枠内において、会計監査人からの意見を聴取することとする。	内部統制・ガバナンス強化	コンプライアンスの推進に関する規定を整備し、その徹底を図っているか。また、財務諸表監査の枠内において、会計監査人からの意見を聴取し、必要な対応を検討したか。				内部統制の検討を行い、内部統制の推進を図るには、コンプライアンスを実践することが重要であることから、新たに「役職員行動規範」を制定し、その他関係法令及び内部規程と合わせて、日々の業務において徹底して事務を推進するよう、連絡会議等の場において、職員に注意喚起を行った。また、財務諸表監査においては、監事及び会計監査人からの意見の聴取を行い、コンプライアンス・内部統制の推進に取り組んだ。  [業務実績報告書21頁参照]	A			
財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	・引き続き、財務内容等の一層の透明性を確保する。	財務内容等の一層の透明性の確保	決算情報・セグメント情報の公表の充実を含め、財務内容等の一層の透明性の確保がなされたか。				会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸表及び決算報告書により、決算情報並びに一般業務勘定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報の公表を官報だけでなく協会ホームページでも行っており、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めている。	A			

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価 指標 項目	備考
			A	B	C	D				

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 国民世論の啓発										
<p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を100回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。</p> <p>これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、事業の内容の充実状況、これらの事業への国民の参加数等の状況、講演会等参加者の反応の状況(派遣講師等を通じて把握)等の指標により把握するものとするが、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討する。</p>	<p>(1) 国民世論の啓発に関する事項</p> <p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>(ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等が実施する以下の事業等が年間100回以上に保たれるよう適切な支援を行う。</p> <p>(i) 北方領土返還要求全国大会(2月7日「北方領土の日」開催場所:東京)</p> <p>(ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等</p> <p>(iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地(根室市)集会、研修会等</p> <p>(iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動</p>	<p>支援事業の合計回数</p>	<p>100以上</p>	<p>90~99</p>	<p>80~89</p>	<p>79未満</p>	<p>[支援実績]</p> <p>県民大会 34回 18,502千円</p> <p>研修会・講演会 19回 4,236千円</p> <p>キャラバン・署名活動等 35回 9,502千円</p> <p>パネル展 34回 3,158千円</p> <p>北連協等が行う啓発事業 11回 15,981千円</p> <p>合計 133回 51,378千円</p> <p>※キャラバン・署名活動等には、各県民会議の協力により実施した8月、2月の懸垂幕掲出事業の回数が、それぞれ1回の実績として含まれる。</p> <p>[業務実績報告書25~41頁参照]</p>	A		
							<p>助成に関する支援条件及びその審査状況</p>	<p>助成の支援条件は妥当か。</p> <p>審査は厳格に行われたか。</p>	<p>[支援条件]</p> <p>返還運動の事業内容が北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという北方領土問題への政府の基本的立場に合致していること。</p> <p>[支援対象]</p> <p>県民会議及び北連協幹事団体並びにこれらの集休体等。</p> <p>[審査内容]</p> <p>県民会議等の返還要求運動団体が事業を計画する際には、費用対効果等を十分考慮に入れるとともに、常に節約を心がけ効率的、効果的な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実績等を踏まえ、支援条件に合致しているかを確認した上で、支援及びその額を確定している。なお、予定額を超える支援申請があった場合には、増額の理由及び単年度的なものか、継続するものかどうかを聴取するとともに、新規の支援要請があった場合には、その必要性、効果等を詳細に聴取し、検討することとしている。</p> <p>[業務実績報告書41頁参照]</p>	A

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		支援内容	助成の支援額は妥当か。 支援内容はどのように工夫したか。				2月の「北方領土返還運動全国強調月間」は、県民会議等の支援事業が集中することから、前年12月には、予め県民会議等から事業計画案を提出させ、事前に事業内容を詳細に把握した上で審査することにより、適正な額を支援することができた。 また、事業内容を詳細に把握することにより、事業に合った講師派遣、資料・資材の提供を行うなど特性に応じた適正な支援、また経費低減に努めている。  [業務実績報告書41頁参照]	A			
	(イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。	講師派遣実績	計画どおり	—	—	計画を下回る	県民会議等の開催する県民大会、研修会等の要請に応じて実施する講師派遣を21年度46回の計画に対し、50回の講師派遣を行った。  [業務実績報告書41頁参照]	A			
	(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。	推進委員の配置状況等	推進委員の配置人数は適当か。 各機関の連携は緊密に行われたか。				北対協と県民会議、都道府県との緊密な連携を推進するためのパイプ役を担う推進委員を全都道府県に各1名配置している。 年度当初には、推進委員全国会議を開催し政府、北対協からの事業方針を推進委員を通じて県民会議へ伝達することにより、県民会議事業の計画・実施が効率的に行われるよう努めた。 また、推進委員には、四半期毎に活動報告書の提出を求め、各県の活動状況等を把握している。  [業務実績報告書42頁参照]	A			
		推進委員制度の効果的な運用	情報提供を行い効果がみられるか。				北対協から毎月の返還運動団体の行事予定、日露関係、最近のロシア情勢に関する資料を提供するとともに、推進委員全国会議において、活動事例を報告するなど情報提供を行っている。 これにより、北対協と推進委員間の連携の強化及び情報の共有がなされ、地域における返還運動が効率的、効果的に推進されている。 隣県の動きを把握することで連携や協力がとれた行動が図れ、最新の情報を提供することにより、最低限知っておいていただきたい運動を進めるためにあたって前提となる知識の共有が図れた。  [業務実績報告書42頁参照]	A			

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	(I) 県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。 ○ 都道府県推進委員全国会議(東京/4月) ○ 都道府県民会議代表者全国会議(11月開催予定) ○ ブロック幹事県担当者会議(11月、3月開催予定) ○ 県民会議ブロック会議(6ブロック) ○ 北連協代表者会議	各会議の開催状況	会議は予定通り行われたか。				情報の共有化や連携強化を進め、事業の推進を図るため、年度計画で予定した県民会議等の事業の計画、課題等を協議する会議を予定通りすべて開催した。 [業務実績報告書42～48頁参照]	A			
		会議目的の達成	会議の目的を達成することが出来たか。				[都道府県推進委員全国会議] 会議の実施により、事業計画の周知が図られ、都道府県民会議の事業計画との役割分担が明確になった。また、事業実施に当たった問題点をお互い共有することが出来たことは、事業の円滑実施と効果的・効率的に推進する上で有益であった。 [都道府県民会議代表者全国会議] 会議の実施により、政府、北対協の下半期、特に2月の強調月間での事業遂行に当たったの方針を確認することが出来た。 [ブロック幹事県担当者会議] 会議の実施により、北対協の事業計画等を各県ブロックの幹事である担当県民会議へ周知させることができると共に、各ブロック内県民会議の問題点を共有することが出来た。 [県民会議ブロック会議(6ブロック)] 会議の実施により、ブロック内の各県民会議事業の周知が図られ、問題点を共有することが出来るなど県民会議間の連携が強化された。  [北連協代表者会議] 返還運動を推進する民間団体により構成される北連協代表者会議に参加し、返還運動を推進するための連携の強化を図った。  [業務実績報告書42～48頁参照]	A			



中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	(オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。 (i) 標語募集 (ii) 啓発カレンダーの作成 (iii) 啓発懸垂幕の掲出	各種事業の実施状況とその効果					<p><b>[標語募集]</b> 協会ホームページ、公募専門誌及び関係団体広報誌などで募集を行い、3,830件(昨年度2,952件)の応募があり、最優秀賞1名、優秀賞4名、佳作5名の入賞者を決定した。</p> <p><b>[啓発広告塔の維持管理]</b> 全国主要都市に設置している啓発広告塔の維持管理を行った。 今後も、広告塔の維持管理を行うが、効果が低く、老朽化に伴い危険があると判断されるものは県民会議と相談の上、撤去することとしている。</p> <p><b>[ポスターカレンダーの作成]</b> 一般競争(総合評価落札方式)を行い12点の提案がなされ、その中の1点を採用し、作成した。なお、当ポスターカレンダーは、配布先等で有効に活用されている。</p> <p><b>[啓発懸垂幕の掲出]</b> 2月、8月の「北方領土返還運動全国強調月間」期間中に、全国の都道府県民会議において掲出した。</p> <p><b>(効果)</b> 北方領土問題について広く国民世論の啓発を図るという目的から効果的な広告媒体として上記の事業を連携しながら活用しており、特に最優秀賞の標語はポスターカレンダー(8,900部発行し、関係機関等に配布)や懸垂幕(各都道府県で掲出)及び啓発用資料・資材で使用され、幅広い広報を展開することができた。</p> <p>[業務実績報告書33～35、49～52頁参照]</p>	A			
「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。	(カ) 根室地域の啓発施設に意見箱を設置し、来館者による意見を集約し、施設の有効活用が図られるよう検討する。 ○ 北方館(根室市) ○ 別海北方展望塔(別海町) ○ 羅臼国後展望塔(羅臼町)	意見箱の意見結果 (有意義とするものの割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	<p><b>[有意義だったとの回答]</b> ・北方館 94.5% (235件) ・別海北方展望塔 94.5% (18件) ・羅臼国後展望塔 93.2% (117件) ( )内は、有効回答数</p> <p>[業務実績報告書53～54頁参照]</p>	A			
		意見の反映状況	意見の内容は整理・保存されているか。 意見箱に入れられた意見はどのように反映されたか。				<p><b>[意見箱の活用状況]</b> これまでの充実策により、来館者の満足度は高かったが、今後とも予算のあり方や現地管理者等の意見を踏まえ、各施設の充実について検討を行い、次年度以降計画的に改善していくこととした。</p>	A			

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		保有資産の有効利用					北方領土の視察に訪れる者に北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうため、関係資料を展示する啓発施設を保有し、北方領土を目で見る運動を推進している。来館者からは大変有意義な施設で素晴らしいなどの感想が多く聞かれ、国民の啓発のための施設として有効に利用されている。	A			
② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (7) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。 また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握し、意見を事業に反映させるように努める。	② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (7) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を実施する。 ○ 北方少年交流事業(北方領土元居住者の3世等/7月) ・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)等関係大臣に対し、早期解決を訴える。 ・同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。 ○ 北方領土問題青少年・教育指導者研修会(対象:中学生、高校生及び中学校社会科担当教諭等/8月・根室市) ○ 北方領土ゼミナール(対象:大学生/9月・根室市) ○ 北方領土問題学生研究会(対象:大学生/原則年2回)	研修の内容・方法				目的に照らし各種研修が予定通り行われたか。 研修の内容や方法が適切であったか。	年度計画に予定した青少年及び教育関係者を対象とした左記事業を予定通り開催した。 青少年・教育指導者現地研修会では、前年度のアンケート結果を踏まえ、青少年が作成した壁新聞を展示し、見学をする時間を設け、事業への参加者が、北方領土問題への青少年の関心や理解の仕方などを把握したり、授業実践の構成を行う上での参考として活用してもらった。 北方領土ゼミナールでは、「学生の声～学生として私たちがなすべきこと～」をテーマに発表を行い、県民会議の活動に参画している学生や教員を志望する学生、北方領土に一番近い北海道の学生がそれぞれの立場で、同世代の参加者に対して、それぞれの思いを伝える機会を設けた。 以上のとおり前年度のアンケートの指摘・参加者の要望を踏まえ、プログラムを改善していくことにより、参加者の視点に立った事業が実施できた。 研修会参加者は、地元での大会等で報告会を行ったり、地元での教育者会議の中心的な役割を果たしている。 また、ゼミナールに参加した大学生は、自らの大学で発表会等の活動を行う等、大きな成果を上げている。  [業務実績報告54～62頁参照]	A			

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	なお、根室での研修会・ゼミナール参加者からは、報告書等を提出させるとともに、アンケート調査を実施し、意見等を集約した上で次年度事業に反映させる。	研修会・ゼミナール参加者からの報告書等の活用	提出された参加者からの報告書等は適切に活用されたか。				根室市で開催した青少年及び教育指導者を対象とした「現地研修会」、大学生を対象とした「北方領土ゼミナール」の参加者から提出された報告書を取りまとめ、参加者の北方領土問題への理解と関心を把握し、他の事業への活用を図るとともに、事業に対する意見などは、次年度の当該事業のプログラム策定に当たっての参考資料として適切に活用した。  [業務実績報告書58頁参照]	A			
		アンケート結果 (有意義とするものの割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	[有意義だったとの回答] ・教育指導者現地研修会 100% (64名) ・青少年現地研修会 100% (53名 (引率者含む)) ・北方領土ゼミナール 100% (43名) ( )内は、有効回答数  [業務実績報告書55～58頁参照]	A			
		アンケート結果の活用状況	参加者からのアンケートの結果はどのように活用されているか。				アンケート結果は、協会で集約し、整理・保存している。 なお、アンケートの結果、良好な反応を得ているプログラムについては、引き続き実施内容に盛り込むとともに、要望が多かった事項については、新たなプログラム作成に組み入れる際の参考とするなど、研修会・ゼミナール充実のためにアンケートを有効活用している。  [業務実績報告書54～55頁参照]	A			

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努め、その活動状況を把握する。	(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について未設置県の都道府県に引き続き働きかけるとともに、既設立会議については啓発資料・資材の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。	「北方領土問題教育者会議」の設置・支援状況					<p>推進委員全国会議、県民会議代表者全国会議等において、教育者会議の設立について、各県民会議のイニシアティブで、教育の特殊性に配慮しながら、各県の事情も踏まえつつ設立に向けて取り組むよう提案するとともに、県民会議と教育者会議の連携と課題について協議を行った。これを受け、未設置県だった1県(愛媛県)で新たに設立され、設置県は34都道府県となった。</p> <p>本年度も引き続き、各県の教育者会議で開催された研修会等のほか、資料集等の作成、作文コンクールなど教育者会議と県民会議が協力して実施する特別事業及び「北方領土教育実践推進指定校」制度に対して活動支援を行った。</p> <p>また、各県の教育者会議の実践事例等活動状況を他県へ提供、資料・資材の供与等を積極的に行ったことにより、授業構成案、教材等が整備され、北方領土問題を授業で取り上げる環境が格段に整ってくるなど、他県の教育者会議の活動状況等を共有できるようにしたことは、青少年への啓発などの観点から、北方領土教育の効果的、効率的な充実・強化を図る上で有益であった。</p> <p>[業務実績報告書62～71頁参照]</p>	A			
	また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。						教育者会議全国会議の開催	<p>各県に設立された教育者会議間の連携を図るとともに、今後の取組について協議し、更なる効果的、効率的な発展を目的として「教育者会議全国会議」を計画し、予定通り開催した。</p> <p>この会議の開催により、各県の教育者会議から活動事例の紹介及び教材等の成果物の提供が行われ、北方領土実践教育のための情報を共有することができた。</p> <p>[アンケート結果]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有意義だったとの回答 100%</li> <li>(主な意見)</li> <li>・グループ別意見交換会は、他県の教育者会議の状況が把握でき、大変有意義であった。</li> <li>・活動成果と課題報告は大変参考になり、今後の組織充実へ活かしていきたい。</li> <li>・これから会議を設立するに向けて、様々な意見や資料は、大変参考となった。</li> <li>・従前は3月中旬の開催が2月末となり、スケジュールが組みやすくなった。</li> </ul> <p>[業務実績報告書72～76頁参照]</p>	A		

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
③ わかりやすい情報の提供 刊行物、パンフレット、インターネット等を活用して、北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めることができるよう関連資料や最新のデータを幅広く提供する。協会のウェブサイトに関しては、特に学生や子供にも知識をわかりやすく伝えるよう工夫する。	③ わかりやすい情報の提供 北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、パンフレット等の啓発用資料、資料の作成等を行う。	パンフレット等の啓発用資料、資料の作成等	啓発用資料等の提供方法・内容は工夫されている。				啓発パンフレット・文具等を作成し、返還要求運動について理解と認識を深めてもらうよう全国各地で行われる各種啓発事業等において配布した。 特に、北方領土問題について広く国民世論の啓発を図るという目的から、最優秀賞を受賞した標語を啓発用資料・資料で使用し、返還へのメッセージが多く国民の目に触れ、幅広い広報を展開することができるよう効果的な広告媒体として各種啓発事業において活用している。  [業務実績報告書76頁参照]	A			
	また、協会ホームページのコンテンツを速やかに最新のデータに更新するとともに、特に教育者及び青少年向けに役に立つ情報の発信に努める。	協会ホームページの更新	協会ホームページの最新のデータへの更新は速やかに行われたか。	北方領土に関する情報発信の「拠点となるホームページ」となることを目指し、新規コンテンツの作成、既存コンテンツの迅速な更新等の推進に努め、根室半島の突端にある北方館からは、北方領土返還運動原点の地である根室市での返還運動の取組み等を、毎月、メッセージ形式で情報発信している。 また、同館にライブカメラを設置しており、常にホームページ上で北方領土を見ることができ、北方領土問題により一層関心を持ってもらえるよう工夫を凝らしている。 なお、同ホームページ上で、当協会、関係団体・機関で発行しているパンフレットや刊行物などの啓発資料のリスト化を図り、適宜、最新のものに更新し多くの方が容易に入手できるよう努めている。  [業務実績報告書77頁参照]				A			
		教育者及び青少年向けの情報発信	教育者及び青少年向けに北方領土問題に関する自主学習等に役立つような情報の発信が図られたか。	教育者向けには、教育者会議全国会議の開催等についての情報等を発信するページを新設し、学習指導案、実施活動及び今後の活動の進め方について意見交換を行った会議の内容を紹介している。 また、青少年向けに20年度に開設した「北方領土キッズコーナー」のトップページをシンプルで見やすいデザインに改修し、アクセスしやすいデザインとした。コンテンツでは、新たに、北方領土の自然や人々の生活などを紹介する「北方領土はどんなところ」や、青少年がクイズにチャレンジすることで学習の成果を確認できるよう「キッズクイズコーナー」などを設置し、手軽に学習できるよう工夫をしている。  [業務実績報告書76～77頁参照]				A			

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価 指標 項目	備考
			A	B	C	D				
<b>(2) 北方四島との交流事業</b>										
<b>① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流</b> 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。	<b>(2) 北方四島との交流事業</b> 以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、日本人参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。なお、四島在住ロシア人受入事業参加者についても、関係当局と調整の上、アンケートによる意見の聴取に努める。  <b>① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流</b> 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。	交流事業の実施状況	訪問事業を予定通り実施したか。  訪問事業は目的に沿って行われたか。	[北対協主催] 一般訪問2回、後継者1回、青少年1回の計4回の訪問を計画し、全て予定通り実施した。 [道推進委員会主催] 一般訪問3回、後継者2回、青少年1回の計6回の訪問を計画し、ロシア側の手続きの遅延により1回は中止となったものの、その他5回は予定通り実施した。 (効果) 北方四島交流において、事業参加者は、北方四島在住ロシア人との交流を通じて、北方領土問題の経緯、日本の主張等についての真摯な対話を行うことにより、相互理解を深めるとともに、北方領土への訪問で得た経験等を各種団体や地元へ広め、県民大会等の場において報告を行うなど国民世論の啓発や返還運動の活性化に大きく寄与する役割を果たすことができ、交流事業の成果を効果的に発揮している。 なお、道推進委員会の訪問では、元島民が多く参加することから共通の話題もあり、心の通った交流ができたため、相互理解をより一層深めることができるなど本交流事業の目的に合致しており効果的である。  [業務実績報告書78～82頁参照]	A					
		参加者からの意見の聴取	日本人参加者から、意見聴取を行い、次回以降の事業内容の改善に資すべく活用しているか。また、四島在住ロシア人受入事業参加者についても、関係当局と調整の上、アンケートによる意見聴取を行ったか。	アンケート結果は、両実施団体で集約、整理・保存し、次年度の事業計画を策定する際の参考資料としている。 本年は、過去の参加者も含めた関係者の意見を参考とし、一部の訪問で交流プログラムと対話集会をセットで行う形式を試みた。後継者訪問事業では、日本の伝統的な遊びの紹介やスポーツによる交流を行ったうえで、対話集会を引き続き行い、日常生活に始まり領土問題に到るまで、友好的かつ真摯な雰囲気意見交換が行われた。 また、本年より受入事業においてロシア人訪問団に対するアンケートを実施し、ほぼすべての団員から、事業に対して満足しており、今後ともびざなし交流の継続を望んでいるとの回答を得た。  [業務実績報告書78～82頁参照]	A					

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>② 専門家交流</b> 専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。	<b>② 専門家の派遣</b> 専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を青少年訪問と合同で実施する。また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。その際、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。また、日本語講師派遣事業についても、派遣講師に報告書を提出させるとともに報告会を開催し、その成果を今後の事業内容に反映させる。	専門家派遣の実施状況	派遣を目的に沿って予定通り実施したか。	[教育専門家派遣] 専門家の派遣事業として、教育専門家(中学校社会科教諭)を青少年訪問事業と合同で、北対協(参加者:青森以南対象)主催、道推進委員会(参加者:北海道内対象)主催で各1回計画し、予定どおり実施した。 教育関係者訪問事業を青少年訪問事業との合同事業とすることにより、色丹島の初等中等学校での教師同士の意見交換、青少年同士のスポーツ交流など学校全体と訪問団の交流を実施することができた。これらの活動を通じて、島の教育環境や北方領土問題の取り扱いの違いなどを知ることにより、教師及び青少年が北方領土問題に対して一層の理解と関心を深めるとともに、問題解決に向けた環境作りを図ることが出来た。  [日本語講師派遣] 日本語講師の派遣を3回計画し、予定通り実施した。 テキスト選定、カリキュラムの作成にあたり、これまでのノウハウを活用して、効率的で分かりやすい授業にしよう努めてきているが、ロシア人受講者の要望を今後も積極的に反映させ、より一層充実した講義内容とするため、アンケート調査を行った。その結果、日本語に興味を持ち、継続的な参加意欲が示されるなど良好な意見が寄せられ、本事業が効果を発揮していることが明確となった。  [業務実績報告書83～84頁参照]	A						
		教育専門家からの報告書の提出	教育専門家から次回以降の事業内容の改善に役立つ報告書の提出を受けたか。	教育専門家の訪問事業への参加者が、過去の蓄積の上に創意と工夫を加えることができるよう提出を求めている報告書では、学習と啓発や友好促進、相互理解、共同的研究の各視点から、交流の目的に即した事業の方向性に関し提案されており、今後の事業改善に役立つ内容であった。  [業務実績報告書83～84頁参照]	A						

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		日本語講師派遣の報告書及び報告会の開催	<p>日本語講師から報告書の提出を受け、報告会を予定通り開催したか。</p> <p>今後の事業の効果的実施につながる内容の報告書であったか。</p> <p>今後の事業の効果的実施につながる内容の報告会であったか。</p>				<p>前年度に派遣した日本語講師を始め、関係者の出席の下、検討会・報告会を予定どおり開催した。検討会・報告会では、前年度に派遣した日本語講師から提出された報告書を使用して報告・引継ぎが行われ、昨年度の経験を活かして、事業をより効率的・効果的に実施するため話し合いが行われた。話し合いの結果を踏まえ、北方四島の特殊性を考慮した授業を円滑に行うことができるようカリキュラムを改善することとした。</p> <p>[業務実績報告書85頁参照]</p>	A			
	③ その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、22年度事業の在り方等を検討するため、実施団体等による協議を行う。	協議の実施状況	<p>予定通り実施されたか。</p> <p>次回以降の事業内容の改善に資することができるよう、協議の内容の分析・活用は適切に行われているか。</p>				<p>22年度事業の効果的・効率的な遂行を図るため、その在り方等を検討するための協議を実施団体関係者出席の下、予定通り実施した。</p> <p>なお、協議では、事業実施の基本的な考え方、対話集会の在り方・進め方、事業計画及び北方四島在住ロシア側への要望・提案事項等について行われ、特に四島側から要望のあった四島側訪問団(一般)の毎年2回の受入継続(20年度までは隔年)について実施団体間で次回以降も継続する方向で一致した。また、出入域手続き問題(入国カードの記載)についても、実施団体と関係省庁とで今後も統一して作業を進めていくこと等について合意するなど、四島交流の円滑で効果的な推進に向けて日本側関係者の意思統一に大変有効であった。</p> <p>[業務実績報告書86～87頁参照]</p>	A			



中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保 「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)の趣旨を踏まえ、北方四島交流事業等関係府省等推進協議会に参加する。四島交流等事業に使用する後継船舶については、平成20年度において民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約(または協定)を締結するとともに、平成24年度を目途として長期備船に係る本契約を締結する。</p>	<p>(3) 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保 「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)及び北方四島関係府省等推進協議会の方針に基づき、後継船舶に関する業務を進め、事業者との契約(または協定)に基づき、契約履行状況の把握に努める。</p>	<p>後継船舶の確保に向けた手続</p>	<p>後継船舶に関する業務の進捗状況。</p>				<p>関係府省との調整を行いながら、「北方四島交流事業等関係府省等推進協議会」での方針に従い作業を進めた。 海事関係の専門家から組織される「北方四島交流等事業使用船舶の調達及び提案内容審査等のための委員会」を昨年度に引き続き開催するとともに、選定された請負企業と締結する協定書・契約書について、海事専門の弁護士と調整を行い、総合評価落札方式により落札業者を決定した。 落札業者決定後は、落札業者が仕様に沿った船舶の調達を適正に行うかなどといった進行監理等の業務が必要となることから、海事関係の専門家等から構成される「四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」を設置するとともに、当協会へのサポートを含む進行監理等業務を行うための専門業者と進行監理等業務契約を結び、適正な進行監理に努めている。</p> <p>[業務実績報告書88～89頁参照]</p>	A			

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>(3) 北方領土問題等に関する調査研究</b>											
<p>北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等を踏まえて、具体的なテーマを選定し、調査研究を行い、これらを返還運動関係者の活動の参考に供するとともに、国民に対して分かりやすく情報提供を行うこととし、ホームページ等を通じて積極的に公表する。</p> <p>その際、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。</p> <p>なお、協会業務の見直しを踏まえ、恒常的な研究会は廃止し、毎年度開催してきた国際シンポジウムについては、必要に応じ開催することとする。</p>	<p><b>(4) 北方領土問題等に関する調査研究</b> 北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等をテーマとした調査研究を行う。</p> <p>選定したテーマについては、レポート等を作成し、ホームページ等を通じて公表することとする。</p> <p>また、有識者の意見等を収集し、効果的に活用する。</p>	調査研究の実施	<p>適切なテーマを選定し、調査研究が行われたか。</p> <p>有識者の意見等の収集と、効果的な活用はなされたか。</p>	<p>今年度のテーマとして“日々変化する北方四島の現状”を選定し、訪問事業に参加した有識者に、交流事業に対する在島ロシア人の感情、インフラ整備の進捗状況及び在島ロシア人の社会生活の変化について分析等を行った報告書の作成を依頼し、当協会のホームページ上で情報の提供を行った。</p> <p>また、北方四島で発行・配信されている新聞を入手し、必要な記事情報の翻訳を行い、現地情報の収集に努めた。また、日ロ両国間の北方領土交渉の情報の収集にも努め、北方領土に関するトピックスを全国の返還運動関係者に提供し、各種事業や会議等で発信してもらうことにより返還運動の推進に役立っている。併せて、当該情報は、当協会のホームページ上でも公表しており、より多くの方に情報を提供している。</p> <p>さらに、「北方領土の日」関連事業に北対協講師として派遣する北方領土問題に関する有識者等を集めた「北方領土問題に関する意見交換会」を開催し、ロシア内外情勢及び北方領土交渉の現状、日露関係の展望、返還運動の現状と課題等について幅広いテーマで意見交換をし、資料・情報の収集を行った。</p> <p>[業務実績報告書90～91頁参照]</p>	A						
<b>(4) 元島民等の援護</b>											
<p><b>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援</b> (ア) 元島民等が行う研修活動や署名活動を支援する。</p>	<p><b>(5) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項</b> ① 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。</p> <p>また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行う。</p>	「北方地域元居住者研修・交流会」の開催状況及び効果	<p>「北方地域元居住者研修・交流会」に対し適切な支援を行い、望ましい効果が得られたか。</p>	<p>元島民は、返還運動において重要な役割を果たしており、返還運動の推進のためにも、これら元島民の連携の強化、また、自らの役割を再確認することが重要であり、そのための研修・交流会の開催を4回計画し、予定通り開催した。</p> <p>この研修・交流会を通じて元島民同士の繋がりが深まるとともに、返還運動に果たす自らの役割を再確認したことは、今後の返還運動の推進に当たり、効果的なものであった。</p> <p>[業務実績報告書92頁参照]</p>	A						

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援状況					元島民等に対し必要な援護を行うことを目的として、元島民等で構成される千島連盟が行う返還要求運動、戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料等の収集及び保存活動を支援した。署名活動の支援によって収集された署名については、請願法に基づき、国会に対する「北方領土返還促進に関する請願」の際に提出し、北方領土返還運動の声を国会に届けるのに効果的であり、支援内容は適切である。 [支援状況] ・さっぽろ雪まつり会場での署名活動への支援 ・全国で収集された署名の編集・管理業務 ・署名簿の製本をするための支援 ・署名用紙の印刷  (参考) 平成21年度における署名収集数 840,208人  [業務実績報告書92～93頁参照]	A			
(イ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。	② 元島民等により構成される団体がこれまで収集保存してきた元島民等の戦前の貴重な北方領土関連資料の散逸、劣化・損傷を防ぎながら、広く国民に公開し北方領土問題の理解を深める機会の提供を行うため、資料のデジタル化・情報配信を行う「北方領土関連資料情報発信事業」に対し支援を行う。	「北方領土関連資料情報発信事業」に対する支援状況				元島民等で構成される千島連盟がこれまで収集してきた元島民等の戦前の貴重な北方領土関連資料の散逸、劣化・損傷を防ぎながら、広く国民に公開し北方領土問題の理解を深める機会の提供を行うため、資料のデジタル化・情報配信を行う「北方領土関連資料情報発信事業」に対して適切な支援を行った。  [業務実績報告書93頁参照]	A				
② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。	③ 自由訪問に対する支援 元島民等により構成された団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。 その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。	自由訪問の実施状況				年間4回の訪問を計画し、すべて計画通り実施した。  [業務実績報告書93～94頁参照]	A				
		報告書の内容				報告書には、実施概況、訪問団の手記、団員名簿、訪問地の地図等を記しており、訪問時の記録がまとめられている。報告書を作成・配付することにより、高齢のため参加できなかった方々に故郷の状況を伝えることができるとともに、訪問参加者にとっては、貴重な思い出の記録集となっている。なお、本報告書は千島連盟の各支部に配付し、多くの元島民が閲覧できるようにしている。 また、訪問者の希望等も記されており、今後の事業実施の参考に供するものとなっている。  [業務実績報告書93頁参照]	A				

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>(5) 北方地域旧漁業者等に対する融資事業</b>											
「北方地域旧漁業者等に対する特別措置に関する法律」(昭和三十六年法律第百六十二号)の趣旨を踏まえつつ、北方地域旧漁業者等に対する融資事業を効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。 ① 融資制度の周知 融資の内容及び手続き等並びに平成20年4月1日より一部変更となる元居住者の要件及び新たに導入された死後承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。	<b>(6) 北方地域旧漁業者等に対する融資事業</b> ① 融資制度の周知 平成20年4月1日からの改正法の施行に関して、対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。 ・融資内容及び手続きの方法について ・元居住者の居住要件の緩和について ・生前承継及び同制度を補完する死後承継について	説明・相談会の実施状況	予定通り開催され、昨年度の実績と比して十分な人数が参加したか。			融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について、個別対応をする融資相談会を対象者が多く居住する10地区での開催を計画したが、法対象者の要望により中標津町と別海町の2地区を加えた12地区で13回開催(昨年実績13回開催)した。 ・参加者数 493名(昨年507名) ・相談件数 116件(昨年122件) [業務実績報告書94～95頁参照]	A				
		融資制度の周知	周知すべき事項につき、効果的な方法で広報がなされ、周知の徹底が図られたか。		21年度においても内閣府北方対策本部、千島連盟等の関係機関との連携を密にし、法改正により新たに対象となった居住者や生前承継を補完するため創設された死後承継制度の資格者等に対して、改正内容や融資制度について、ホームページへの情報の掲載などに加え、以下のとおり周知を図った。 ・パンフレット及び経営資金の限度額引き上げ利率の設定方法の変更についての案内を法対象者に送付(6,467名、6月11日) ・死後承継ができる可能性が高い2世世帯に対するダイレクトメールの発送(692世帯、10月1日) ・協会広報誌「北対協札幌だより」の送付(6,397名、1月4日) また、融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、千島連盟支部長・推進員融資業務研修会等の機会を利用して融資制度の周知徹底に努めた。 [業務実績報告書95～96頁参照]	A					

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
② 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関(転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。)との連携を一層強化する。	② 関係金融機関との連携強化 融資制度の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。 ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)	関係金融機関との連携状況	連携により制度利用の円滑化は進んでいるか。				<p>関係金融機関との定例的な会議のほかに、必要に応じて関係金融機関を訪問し、協会からの情報を提供するとともに、利用者ニーズの把握や取扱機関の要望・意見により改善を図るため、次のとおり制度利用の活性・円滑化に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年4月 経営資金の限度額引き上げ(400万円→800万円)短期経営資金の新設</li> <li>・平成21年10月 根室管内漁協業務打合せ</li> <li>・平成22年3月 根室管内漁協及び委託金融機関との業務打合せ</li> </ul> <p>[業務実績報告書96頁参照]</p>	A			
		会議の開催及び内容	<p>会議は予定通り行われたか。</p> <p>会議の内容・方法は適切か。</p>				<p>関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、融資業務の拡充と一層の円滑化・制度利用の促進を図るために、以下の会議を予定通り開催した。</p> <p>「漁業協同組合担当者会議(漁協担当者会議)」では、漁協組合員の法対象者が生前・死後承継について相談するケースが多いことから、この手続きについて特に丁寧に説明し、理解を深めた。</p> <p>[漁業協同組合担当者会議] [開催月日] 平成21年 4月24日 [出席者] 根室管内等漁業協同組合等 20名</p> <p>[協議事項] ・各漁業協同組合の資金需要について ・資格の承継手続きについて</p> <p>[関係機関実務担当者会議] [開催月日] 平成21年 4月24日 [出席者] 転貸組合、委託金融機関、関係市町村(根室市、黒部市等)、内閣府、水産庁、北海道、千島連盟等 36名</p> <p>[協議事項] ・平成20事業年度貸付業務経過報告 ・平成21事業年度貸付計画について ・業務方法書の一部変更について ・融資資格者の状況について</p> <p>[業務実績報告書96頁参照]</p>	A			

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>③リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更正資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。</p> <p>また、業務実施にあたっては、協会業務の見直しを踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度当初から法人資金の貸付を停止すること。</li> <li>・住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずること。</li> <li>・主務官庁において行う、すべての貸付資金についての必要性等の再検証及び国からの利子補給金抑制策についての検討結果を受け、上記の措置を含め必要な措置を講ずること。</li> </ul>	<p>③ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、本年度から導入する個人信用情報システムを活用し、より正確な情報把握に努める等、リスク管理債権を以下のとおり適正に管理する。</p> <p>(ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の19年度末平均比率3.11%以下に抑制する。</p> <p>(イ) 更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p> <p>(ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。</p> <p>(エ) 住宅改良資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p>	<p>審査・採択の在り方</p>	借入者の返済能力、資金効果等を勘案しつつ、審査を行っているか。				<p>事業資金については過去の生産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や資金効果を重点に審査を行っている。</p> <p>生活資金については、特に資金の必要性と資金使途が明確であるか(目的外利用防止)を注視し、年齢、勤務先、収入、家族構成などによる世帯の可処分所得を重点に審査を行っている。</p> <p>資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には保証条件を強化するなど、債権保全を図っている。</p> <p>収入、資金使途など通常審査によりがたい案件については、債権管理担当者、貸付担当者、貸付統括者で合議し審査を行っている。</p>	A			
			<p>信用リスクの管理</p>	<p>信用リスクの管理が的確に行われているか。</p> <p>時効で消滅した債権はないか。</p> <p>破綻先債権の管理は適切か。</p>				<p>信用リスクの管理は「延滞債権督促マニュアル」に基づき、21年度も電話・文書督促に加え、弁護士名文書督促を30件、実態調査を42件実施し、管理・回収に努めた。</p> <p>1ヶ月以上の延滞先については、個別対象者の管理カードを作成し、督促記録や対象者の就業状況等を記録して管理し、債権回収に有効に活用している。</p> <p>時効中断については、時効中断管理簿により、時効期日と時効中断を適切に管理しており、時効によって消滅した債権はない。</p> <p>破綻先債権の管理については、破産手続の債権届出等、相手弁護士との情報を密にし適切に対処している。また破綻先債権については、連帯債務者・連帯保証人と協議を行い債務承認と返済約定書の徴収に努め、回収促進を図り、破綻先債権額は、前年度末に対して9,899千円減少した。</p> <p>[業務実績報告書97～99頁参照]</p>	A		
				<p>リスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)が全国預金取扱金融機関の19年度末平均比率3.11%以下に抑制されているか。(経済全般の状況も勘案して評価する)。</p>				<p>21年度末のリスク管理債権比率は1.95%で、計画の3.11%以下を達成した。(リスク管理債権比率の推移)</p> <p>(H17) (H18) (H19) (H20) (H21) 2.20% 1.97% 2.10% 2.65% 1.95%</p> <p>(参考) 他金融機関のリスク管理債権比率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市銀行 1.97%</li> <li>・地方銀行 3.28%</li> </ul> <p>※平成21年9月末時点(出所:金融庁HP)</p>	A		

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		リスク管理債権額の状況 左記項目(ア)について	最近数年間の協会のリスク管理債権比率の推移を踏まえ、抑制に向けた対策が適切にとられているか。				経済状況が悪化している中、リスク管理債権の抑制に向けた対策として、電話督促、文書督促、実態調査を実施するなど積極的な管理・回収に努め、破綻先債権、延滞債権及び貸出条件緩和債権の各債権額は昨年度末と比して減少しており、リスク管理債権総額、比率とも昨年度末水準を下回った。また、リスク管理債権の一層の縮減を図るためには、新規貸付の与信判断の精度を上げる必要があることから、個人信用情報システムを導入し、運用を開始して、多重債務者の把握に努めている。  [事業実績報告書97頁参照]	A			
		更生・生活資金のリスク管理債権額の状況 左記項目(イ)について	90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下	100%超	21年度末の更生・生活資金のリスク管理債権額は19,101千円であり、前中期計画期間中の平均残高36,657千円の52.1%まで縮減した(計画は、32,991千円)。	A			
		修学資金の債権保全状況 左記項目(ウ)について	連帯債務契約の締結が達成目標通りの水準になるなど、債権保全の強化がなされたか。				修学資金について、新たに成人に達した就学者の全員について、連帯債務契約を締結し、計画の80%を上回る100%の連帯債務契約率を実現し、債権保全の強化がなされた。	A			
		住宅改良資金のリスク管理債権額の状況 左記項目(エ)について	90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下	100%超	21年度末の住宅改良資金のリスク管理債権額は37,264千円であり、前中期計画期間中の平均残高56,965千円の65.4%まで縮減した。(計画は、51,268千円)	A			
	④ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。	融資業務研修会実施状況	計画どおり研修会を実施したか。  参加者の理解は進んだか。				元居住者等で構成された団体である千島連盟の支部の代表者等と、融資業務実績及び融資計画、借入資格等全般について、理解の深耕と意見交換を目的として下記研修会を開催した。 承継手続きについて重点的に説明を行い、資格者への周知方法や広報等に関する意見、適正な運用方法の検討などの要請があり、参加者の理解を深めることができた。 [支部長・推進員融資業務研修会] [開催月日] 平成21年 5月26日 [出席者] 連盟本部、支部等 46名 [協議事項] ・20年度貸付業務経過報告 ・21年度貸付計画等について ・業務方法書の一部変更について ・融資資格者の状況について  [業務実績報告書99頁参照]	A			

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画											
別紙	別紙					<p>【一般業務勘定】 (予算及び決算) 収入における予算額と決算額の差、約3百万円は、外務省からの受託業務(北方四島在住ロシア人受入事業)の回数の増に伴う増額による。(2回⇒3回) 支出における予算額と決算額の差、約42百万円は、入札差額等の経費節約、人事交流等による給与差額によるものである。 なお、収入と支出の差、約45百万円は、21年度運営費交付金の未使用分となっている。</p> <p>(収支計画及び実績) 【費用の部】 &lt;計画と実績の差、約44百万円&gt; ▼ 運営費交付金未使用分約45百万円の減額 ▼ 固定資産取得による資産振替約4百万円の減額 ▼ 減価償却費約1百万円の減額 ▼ 受託収入約3百万円の増額 ▼ 施設整備補助金の費用化による約4百万円の増額 【収益の部】 &lt;計画と実績の差、約44百万円&gt; ▼ 運営費交付金未使用分約45百万円の減額 ▼ 資産見返負債戻入約2百万円の減額 ▼ 受託業務の増額による約3百万円</p>	A				



中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		予算の執行状況					<p>(資金計画と実績) ○資金支出・資金収入とも計画との差が約34百万円が増額しているが、これは前年繰越金が増額したことが主な要因である。</p> <p>[貸付業務勘定] (予算及び決算) 業務経費の節約、借入金利息の減少、予備費の未使用及び貸倒引当金繰入予算の不使用等により貸付業務関係経費で約39百万円、一般管理費及び人件費で約10百万円の縮減となり、合計で約49百万円の支出の減額となった。 (収支計画及び実績) 収益では、貸付金利息収入が予算に対して、約4百万円減少となった。これは、貸付金残高の減少によるものである。 貸付業務勘定は、収支差を国から補助されているため、当期利益はゼロとなっている。なお、補助金約49百万円が不用となり、国庫に返還することとしている。</p> <p>(資金計画と実績) ○資金支出 「業務活動による支出」で約539百万円減少しているが、これは、貸付枠1,400百万円に対して貸付実行額が約836百万円にとどまったことが主な要因である。 「財務活動による支出」で約412百万円減少しているが、これは、借入金の返済額が減少したことによるものである。 ○資金収入 「業務活動による収入」は、予算に対して67百万円減少しているが、これは貸付残高の減少に伴う貸付回収金が約59百万円の減少となったことが主な要因である。 「財務活動による収入」は、約990百万円減少となったが、これは、貸付実行額の減少に伴い、長期及び短期の新規借入額を抑制したことによるものである。 ○次年度への繰越金 計画に対して、約152百万円の増加となったが、これは当該年度貸付決定済みで未実行(88百万円)となっている貸付金、補助金の国庫返還金約49百万円、21年度当初に予定する貸付金等の支出に備えるために必要となったものである。</p>				

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		財務情報の分析					[一般管理費比率] ・北対協 28.6% ・一般業務勘定 23.1% ・貸付業務勘定 46.1% [人件費比率] ・北対協 26.3% ・一般業務勘定 22.6% ・貸付業務勘定 38.1% [交流等支援内訳] ・北方四島交流関係 48,541千円 ・援護事業関係 69,219千円  [旅費交通費] (一般業務勘定/業務経費) ・四島交流関係旅費 25,193千円 ・現地研修会旅費 22,809千円 ・大会・研修会講師等派遣旅費 2,716千円 ・県民会議代表者全国会議旅費 2,703千円 ・施設整備・県民会議等事業派遣旅費 2,496千円 ・推進委員全国会議旅費 2,478千円 ・援護関係旅費 1,928千円 ・教育者会議関係旅費 1,706千円 ・北方少年交流旅費 1,071千円 ・ブロック会議等旅費 816千円 ・その他(業務打合せ等) 2,605千円 (貸付業務勘定/業務旅費) ・関係機関担当者会議及び融資説明等旅費 4,245千円	A			
		流動資産の管理・運用					予算執行計画(一般業務勘定)、資金繰予定表(貸付業務勘定)を作成している。余裕金の運用にあたっては通則法第47条に規定されている金融機関への預け入れのほか、貸付業務勘定においては貸付金原資として運用している。 管理面では契約担当役と出納命令役、出納命令役と出納役の兼職を禁止することにより内部統制を図っている。	A			

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>4. 短期借入金の限度額</b>											
【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	短期借入金の使用	借入を行うこととした理由、その用途は適正か。	該当なし [業務実績報告書105頁参照]			—				
		短期借入金の金額	借入を行った金額は適正か。	該当なし			—				
【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	短期借入金の使用	借入を行うこととした理由、その用途は適正か。	実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達をするために長期借入金(無担保扱い)をするまでの「つなぎ資金」として借り入れた。 [業務実績報告書105頁参照]			A				
		短期借入金の金額	借入を行った金額は適正か。	資金計画では11.7億円の借り入れを予定していたが、実績では、資金繰り上最低限必要であった8億円を借り入れた。			A				
<b>5. 重要な財産の処分等に関する計画</b>											
低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	担保の差し入れ先	担保の差し入れ先の選定は妥当か。	[差入れ先] 基金資産10億円については、北洋銀行4億円、北海道信濃連3.2億円、信金中央金庫1億円、三菱東京UFJ銀行1億円、大地みらい信用金庫0.8億円と、それぞれ担保に供しており、低利な資金調達を可能としている。 何れの金融機関も融資取引があり、借入金との相殺が可能であることから適当であると考えている。 [業務実績報告書105頁参照]			A				
		担保の提供方法	担保の提供方法は妥当か。 低利な資金調達が可能となっているか。	担保差入額を超える借入をしていることから根担保(根質)としている。 担保差入相当額の範囲の長期借入金(有担保扱い)については、預け入れ利率プラス0.5%という低利率が適用されている。			A				
<b>6. 剰余金の使途</b>											
剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金の使途	剰余金の使途は適正か。	該当なし [業務実績報告書105頁参照]			—				

中期計画の各項目	評価項目 (21年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>											
<b>(1) 施設及び設備に関する計画</b>											
下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。 表(略)	下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。 表(略)	北方領土啓発施設の整備	北方領土啓発施設の改修等の進捗状況。				協会の有する啓発施設のうち「北方館」(昭和55年建設)と「別海北方展望塔」(昭和57年建設)については、いずれも建設から約30年が経過し、施設・整備の老朽化が進んでいることから、これら施設の設備を整備するため、関係機関等と協議を行った。その上で、21年度は「別海北方展望塔」の改修工事の設計を行い、22年度の両施設の本格的改修工事の準備を進めた。  [業務実績報告書105頁参照]	A			
<b>(2) 人事に関する計画</b>											
① 方針 職員の適性を的確に把握し、適性に応じた人員配置を行う。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。 ② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期首より1名削減するものとする。 (参考1) 1) 期首の常勤職員数 18人 2) 期末の常勤職員数 17人 (参考2) 中期計画期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 【法人単位】990百万円(非常勤役員報酬を除く)	職員の適性を的確に把握し、適材適所の人員配置に努める。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。	職員の適性に応じた人員配置	職員の適性に応じた人員配置がなされたか。				事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型(フラット)の組織を目指し、組織の見直し、両勘定間の連携強化及び効果的、効率的事業の推進のための検討を行った結果、平成17年4月から組織規程の改正を行い課制(事務局総務課を除く)を廃止し、スタッフ制を採用しており、職員の適正を見極めながら、人員配置を行うよう努めている。  [業務実績報告書106頁参照]	A			
		職員の各種研修会への派遣	職員を各種研修会へ派遣したか。				組織見直しの結果によるスタッフ制の導入を受け、より機能的な組織運営及び業務遂行能力の一層の向上を図るためには、職員一人一人の能力向上が欠かせないことから、各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員の能力の向上を図った。その結果、研修で学んだことを活かすことによって、事務を円滑に遂行することにつながり、業務効率を高めることができた。  [業務実績報告書106～110頁参照]	A			